

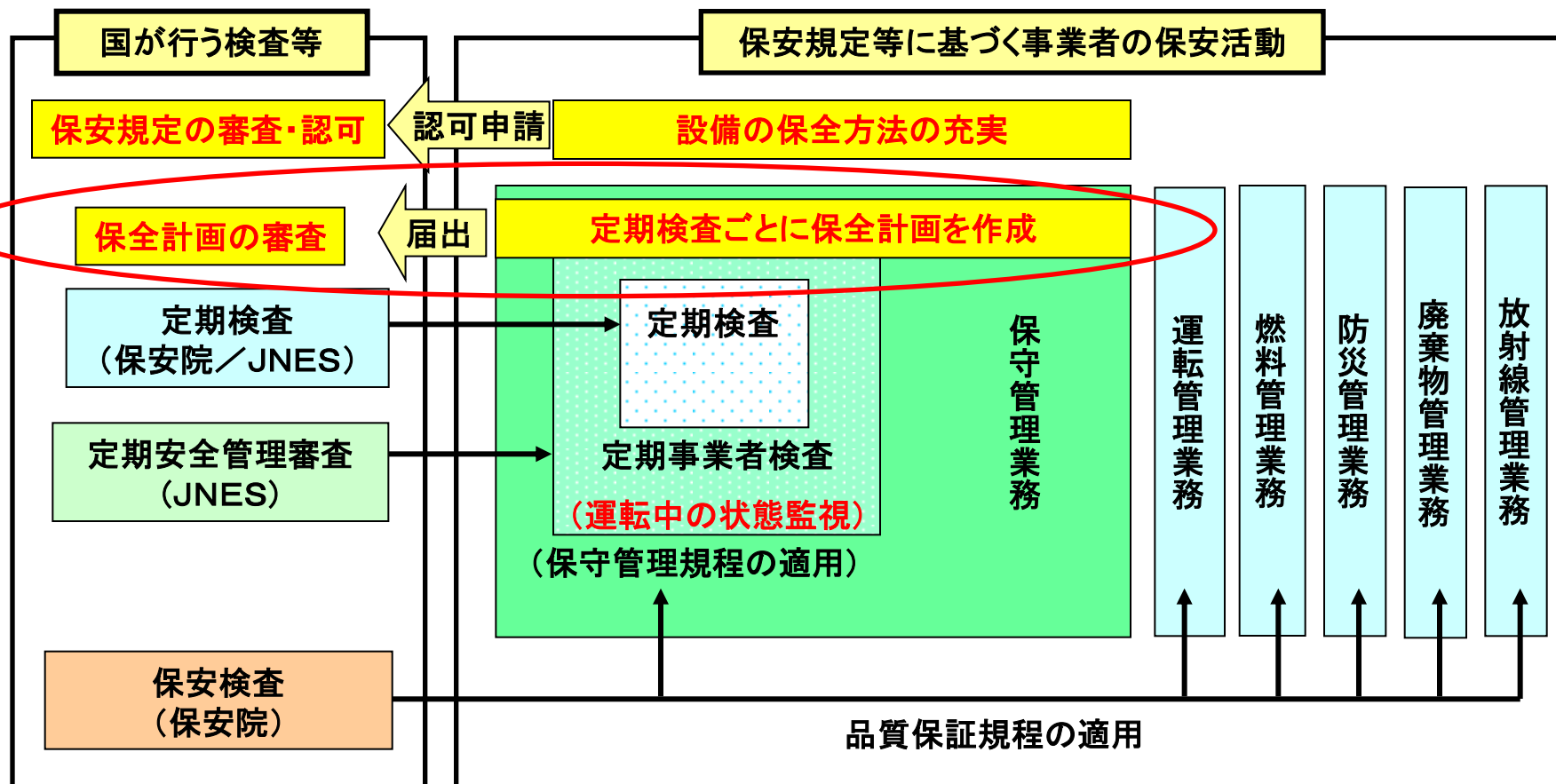
【地域の会における質問】

「事業所から保全計画が提出されるという事でしたが、全般的に国から保全項目が提供されることはないのですか？」

保全計画制度について

- 点検時の機器の状態等を踏まえた事業者による現状保全の妥当性評価結果と、それを踏まえた新たな保全計画を国に届出させ、事業者の保全活動が継続的に改善されていることを国が確認する仕組み。

新たな検査制度の仕組み



定期検査：特に安全上の重要度が高い設備の技術基準適合性を確認するための国の検査

定期安全管理審査：事業者の定期事業者検査の実施体制を国が確認する審査

(定期事業者検査：設備の技術基準適合性を事業者が確認する検査)

保安検査：事業者の保安規定遵守状況を国が確認する検査

保守管理の方法に関する保安規定の記載項目(国が認可)

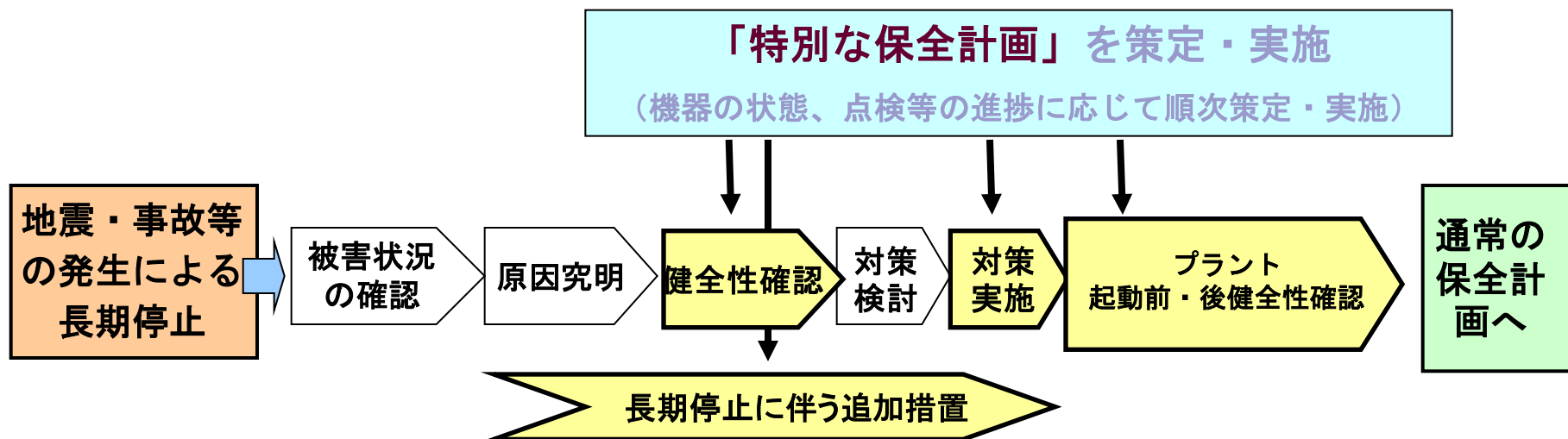
- 保守管理の実施方針及び保守管理目標
 - 保全対象範囲の策定
 - 保全重要度の設定
 - 保全活動管理指標の設定、監視計画の策定及び監視
- など12項目

※ 下線は新設又は充実された項目

保全計画に記載を要求する事項(定期検査ごとに届出)

- ① 保全の有効性の評価の結果
- ② 保全活動管理指標の次サイクルの目標値
- ③ 点検計画、補修、取替及び改造計画
- ④ プラント停止時の安全管理
- ⑤ 定期事業者検査における判定方法
- ⑥ プラントを長期停止させる際に策定する特別な保全計画
 - ・長期停止する設備の健全性評価に関する計画
 - ・長期停止する設備の保管方法等に関する計画
 - ・再起動後の健全性確認方法に関する計画

新たな制度においては、地震等によりプラントが長期停止する場合、以下の内容を記載した特別な保全計画を国に提出し、国の事前確認を受けることが義務付けられています。



「特別な保全計画」の記載事項

- ・ 対象とする**機器又は系統名**
(健全性確認では、影響が考えられる範囲を対象とする)
- ・ 実施内容
 - 点検の**具体的方法**、**評価方法**及び**管理基準**
(最終的には技術基準適合性確認)
- ・ 点検の**実施時期**

「長期停止に伴う追加措置」の内容

- ① 長期停止する構築物、系統及び機器の**保管方法**
(乾燥保管、真空保管、満水保管、循環運転など)
- ② 長期停止中に運転状態にある機器や保管状態で劣化が想定される機器への**追加的な点検方法**

実施体制・記録管理等についても概要を記載
(補修工事等の計画は「補修、取替え及び改造計画」に記載)